IV 施設機能診断業務(施設機械)

## 第1節 用排水ポンプ設備

第1節 用排水ホンプ	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
 項 目	内		契約書 共通位	 什様書
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	○○事業○○業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 なお、共通仕様書の適用に当たっては、「設計」を「施設機能診断」と読み替えるものとする。		第1条 第1-	<u> </u>
(目 的) 第 1−2 条	本業務は、国営土地改良事業により造成された施設の機能低下を未然に防止するための「保全対策」を策定し、施設の長寿命化を図り将来的な整備補修費の低減を図ることを目的として、施設の機能診断を行うものである。	1-2 ・「機能保全計画」を策定する場合は、「また、機能診断結果を基に「機能保全計画」を策定するものである。」の記述を追加する。		
(場 所) 第 1-3 条	本業務において対象となる場所は、〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)地内で、別添位 置図に示すとおりである。	1-3 ・○○には、当該業務の対象となる施設の場所を記載する。なお、施設の場所が複数となる場合は、各々記入する。		
(土地の立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	1-4 ・土地の立入り等に係る制約条件及び補償については、特に必要な場合に記入する。	第 13 条  第 1-	16条
(低入札価格契約における第三者照査) 第 1-5 条	(記載例-1) 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2)○○農政局において、○○年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3)○○農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係ア親会社と子会社の関係にある イ親会社を同じくする子会社同士の関係にある	1-5 ・本条(低入札価格契約における第三者照査)は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 【予定価格が 1,000 万円を超える場合】		

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内	契約書 共通仕様書
PK H	②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と 経験を有する以下の者であること。 (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に 通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書 に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での 打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録 共通仕様書第1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの であるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修 補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであ り、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。		大川首
	(記載例-2) 1 別紙○に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。	【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】	
	2~8	・2~8は(記載例-1)と同じ	
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第 1-6 条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。	1-6 【技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う対象業務である場合】	

	記載例
項目	内容
	1 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果物のミス、不備等
(一般事項) 第 1-7 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗 を図るものとする。

	作	成要	領 及	び留	意	事	項		
ļ	内			容				契約書	共通仕様書
1-7 ・業務請負契約書や共通 応じ、必要なものを記 ・IS09000s 認証取得者 下の内容を記載するもの	己載する。 (JIS Q900								
項目		内			容	ř			
(履行義務) 第 1-11 条 (品質システム文書の	注 名 2 契 裏 変 の 受 し さ と に に に に に に に に に に に に に	が認証取行 質システィ 締結後義が と、これに 者は、品 て、監督 で、。	得している ムによりれる 適用規格 が生じたも で当たる。 質システ 戦員が行き	る適用規模 行う。 の認証の 場合は、発 ものとする ものを適用 う調査等に	格の要 維持者 る。 した。 こ対し	求事に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	よる他、受 項に基づ して不測の 注者が協議 管理活動に 力するもの 負担とす		
(m員システム又書の) 取扱い) 第 1-12 条	業書職なす場し本はを受るに発きしてはを受るになるとは業当時注が重	真当是、易こ是務該に者、複書当提本で、すを業記、務る 品業す務かを業記、務る ののが、は、のののでで、 のののでで、 で、するののでで、 ののでで、 ののでで、 で、するののでででいる。 ののでででは、 ののでででいる。 ののでででは、 ののでででいる。 ののででは、 ののででで、 ののででで、 ののででできる。 ののででは、 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 のので。 ののでき。 のできる。 のできる。 のできる。 のでき。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 ののでき。 ので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので	雷計等のものは、 とのは、 とのは、 とのののののでは、 とののののののでは、 できれると、 といると、 といると、 といるののののののののののののののののののののでは、 できれるのののののでは、 でいるののののののののでは、 でいるのののののでは、 でいるののののののでは、 でいるののでは、 でいるののでは、 でいるのでは、 でいるでは、 でいるのでは、 でいるでは、 でい。 でいるでは、 でい。 でいい。 でい。 でいい。 でいるでは、 でい。 でいい。 でい。 でいい。 でい。 でい。 でいい。 でい。 でい	の書の対するとできる。とできる。とのできる。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	当出複に品織て書品相数認質間、を質し	業限 の証計 で各 提計 務ま 組取画 実組 出画	2 ア品に 間しき すと るの も記は いまい ででで 場関 の述引 のがは のが のが のが のが のが のが のが のが から		

	 記	載			作成要領	及び留意事項	
項目	内		容		内	容	契約書 共通仕様書
				項 目 (品質システムの変 更) 第 1-13 条 (発注者への協力)	受注者は、第1-12条1	容 1 の規定に基づき提出した当該業 ぶ必要な場合は、速やかに変更内 らものとする。	
( forther waters 1.1. ) from which \				第 1-14 条	作成した品質システム 書等についての説明を するものとする。 2 受注者は、監督職員 状況の把握を行うため	び設定する場において、発注者が 文書、品質記録等及び調査報告 で求められた場合は、これに協力 はが当該業務の品質システム運用 の、品質システム文書に関する関 是出及び説明を求めた場合には、 でする。	
(管理技術者) 第 1-8 条	理士、農業水利施設機 は次のとおりである。	能総合診断士以外の業務に	よるものとし、農業土木技術管に該当する技術部門・選択科目	務内容に応じて適切	に指定すること。	は代表例を示したものであり、業	
	資格	総合技術監理	選択科目 機械一機械設計等 建設一鋼構造及びコンクリート 農業ー農業土木 農業ー農業農村工学	場合は、別紙-2表 ・シビルコンサルティ	- 1を参考に追記する。	·目」以外の部門を含めて指定する CM)で、記載例の「技術部門」以 長-1を参考に追記する。	
	技術士	機械建設農業	機械設計等 鋼構造及びコンクリート 農業土木 農業農村工学				
	博士 シビルコンサルティングマネージャー	農学 鋼構造及びコンクリート 農業土木					
	いう。)を下回る価格 査の実施に際して現場 に報告しなければなり	各で契約した場合において 場に常駐するとともに、作 らない。 見場での常駐場所を定めた	「格(以下、「調査基準価格」とは、管理技術者は屋外で行う調業日毎に業務の内容を監督職員場合、あるいは変更した場合は	【予定価格が1,000万円 ※機能診断業務にかか	· · · · · <del>-</del>		
	で契約した場合におい	いては、管理技術者は屋外	きじて求めた価格を下回る価格 で行う調査の実施に際して現場 監督職員に報告しなければなら	【予定価格が 100 万円 ※機能診断業務にかか	以上かつ 1,000 万円以下の る調査業務	)場合】	

	記	載 例	1	
項目	内		容	
	ない。			
	なお、管理技術者を 監督職員に報告する		た場合、あるいは変更した場合は	
   (照査技術者)				
第 1-9 条			よるものとし、農業土木技術管理 こ該当する技術部門・選択科目は	1-9 ・本条( ・記載例
	資 格	技術部門	選択科目	務内容
			機械-機械設計等	・技術士
		総合技術監理	建設一鋼構造及びコンクリート	場合は
		松白12州監理	農業-農業土木	・シビル
			農業-農業農村工学	外の部
		機械	機械設計等	
		建設	鋼構造及びコンクリート	
		農業	農業土木	
			農業農村工学	
	博士	農学		
	シヒ゛ルコンサルティンク゛マネーシ゛ャー	鋼構造及びコンクリート		
		農業土木	 が指示する業務の節目とは、次の	<ul><li>その他</li></ul>
		F成時において監督職員 <i>た</i>	が指示した場合 兼務することはできない。	横討し - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
(担当技術者) 第 1-10 条	担当技術者は、共通仕様	€書第 1-8 条によるものと	こする。	1-10 ・機能診 告は共 ・測量業 等の中
(技術者情報の登 録)				
第 1-11 条	づく技術者情報の登録に 1 受注者は、業務計画 る分担業務を明確に 務組織計画を変更す 2 農業農村整備事業	当たっては、次によるも 可書の業務組織計画に配置 記載するものとする。な る際も同様とする。 測量調査設計業務情報サ	E成及び共通仕様書第1-12条に基 のとする。 置技術者の所属・役職及び担当す お、変更業務計画書において、業 ービスへの技術者の登録は、業務 た技術者を登録対象とする。	

作成要領及び留意事項 内 容	契約書	共通仕様書
Pi 合	<b>突</b> 利青	共理仏依書
-9 ・本条(照査技術者)は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 ・記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。 ・技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙-2表-1を参考に追記する。 ・シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)で、記載例の「技術部門」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙-2表-1を参考に追記する。	第11条	第 1-7 条
・その他必要と判断される節目を記入する。 ・成果物の品質確保が要求される今日、機能保全調査業務においても、照査様式を 検討し、作成提出させることを基本とする。		
-10 ・機能診断調査業務と設計業務を一括発注する場合は、設計業務の担当技術者の報告は共通仕様第 1-8 条による。 ・測量業務と一括発注する場合は、測量作業について測量作業規程により作業計画等の中で従事技術者の報告があるので省略する。		第 1-8 条
		第 1-11 条 第 1-12 条

		 記 載	例		作成要領及び留意事項		
項目		内	容		内	契約書	共通仕様書
(保険加入) 第 1-12 条	書に明また	E者は、共通仕様書第1-37条に示され 日示しなければならない。 E、監督職員からの請求があった場合 ばならない。					第 1-37 条
(技術員等の配置) 第 1-13 条	2788号 おいて	経務は、現場技術業務の実施要領等に 計農林水産省農村振興局長通知)別経 調整等の対象とする業務である。 計する技術員等の氏名については、別	纸 現場技術業務実施要		現場技術業務(事業促進型)の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知 することができる。		
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条		接務の基本的事項に関しては、次に示り場合は、監督職員の承諾を得るもの。		する。他の図書を適	2-1   ・適用する技術基準等の名称、発行所及び制定(改訂)年月を記入する。		第 2-1 条
	番号		発 行 所	制定(改訂)年月			
	1	農業水利施設の機能保全の 手引き	(一社)農業土木 事業協会	平成 27 年 5 月	・「農業水利施設の機能保全の手引き」は必ず記入する。		
	2	農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場(ポンプ設備)」※		平成 27 年 2 月	┃ ・「機械設備・電気通信設備関係の設計基準・技術指針等」から適用する技術基準 ┃ 等の名称を記入する。		
		         /www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/s		•	・改訂年月は、最新のものを記入する。		
(作業条件) 第 2-2 条	1 作 示す 2 本	終の実施に当たっては、以下の事で業の実施に当たっては、事前に作業る者と十分打合せを行い、手戻りの業務において生じた第三者との紛気において処理しなければならない。	方法について監督職員 のないよう留意しなける 争で受注者の責に帰する	員及び監督職員が指 ればならない。	2-2 ・作業基本条件として重要なものについて記載する。		
	3 現 職員	出地調査を行う時期は下記に示す期間と打合せた後、実施するものとする施設名 作業予算	間を予定しているが、 る。	##については監督 備考	・現地調査が可能な期間について可能な限り明確に記載する。 なお、施設管理者、関係機関と事前に十分な調整を行い、協力体制を整えておく ものとする。 (記入例)		
					施設名 作業予定期間 備 考  ○○機場 ○年○月○日~○月○日 通水停止期間○月○日~○月○日 許容断水時間 ○○時間以内/日 ・立入に許可が必要な施設及び施錠されている施設がある場合は追記する。		
					(記入例) 立入許可が必要な施設は次のとおりであり、施設内に立入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 施設名 ○○○ 管理者 ○○○		

		記		載	例		
項目		ļ	力			容	
							いるが、現地状況に
							協議するものとする。
				各水状態を想 劦議するもの		か、作業上	支障となる状態が発
					, - 0	<b></b>	1-31条により安全確
		めなければな			0 (16(7))	四上以日川	1 01次(0.67) 久工牌
	7 保安	対策					
			• • • •	認定する路線			
	1						規則(平成17年11月
		国家公安委員 とする。	会規具	川界20 方)に	奉づく 父進	1	検定合格者(1級又は
	, ,	,	の配置	は、下表のと	・おりとす?	ろが条件変	更等に伴い員数に増
				書に関してい			
	配置	交通		編成		昼夜別	   交代要員の有無
	場所	誘導警備員		7,147,73			7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	〇〇      地点	○名/日	検定	合格者○名、	ほか○名	昼間	無
							<u> </u>
				認定する路線			
							はに定める警備員(指
				、指疋講省又( 明的知識・技			教育を受けた者) で
						-	更等に伴い員数に増
				図書に関して			
	配置	交通		編成		昼夜別	交代要員の有無
	場所	誘導警備員		NHH NX		宣汉//	人口女只少行术
	○○   地点	○名/日		○名		昼間	無
	8 廃棄	物処理					
	本業務	に伴い発生す	トる建	設資材廃棄物	等は次に示	す処理施設	<b>没へ搬出するものと</b>
			能いもの	のは監督職員	と協議する	ものとする	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	建設資		設名	住	所 :	受け入れ時	間事業区分
	院 来 ·	000		   OO県OO	<b></b>	○時~○時	再資源化施設
				○○番地		J., J.,	業者
	000	000		00県00	fi	○時~○時	最終処分業者
				○○番地			

	内	作成要領及び留 容	意 事 項	契約書	共通仕様書
-	入例) 施錠されている施設は} 員と日程調整を行うもの 施設名 ○○○ 管理		場合は、事前に監督		
法検は上記	第77 条に基づく交通管 定合格警備員又は2級 校通誘導警備員Aとする 記以外の交通誘導警備員	る規則の第2条の表の5及び6の項 理者との協議に基づき、交通誘導 検定合格警備員を配置する場合、交 。 員の区分は交通誘導警備員Bとする づき下記のいずれかを配置すること	警備業務に係る1級 通誘導警備員の区分。		
	資格	資格要件	確認資料		
1)	交通誘導警備業務に 係る1級又は2級検定 合格警備員(交通誘 導警備員A)		交通誘導警備業務 に係る1級又は2級 検定合格証明書の 写し		
2	警備員指導教育責任 者(交通誘導警備員 B)	警備業法における指導教育責任 者講習を修了した者で、交通誘導 の専門的知識・技術を有する者。	警備員指導教育責 任者資格者証の写 し		
3	公安委員会の指定講習を受講した者(交通誘導警備員B)		指定講習の受講証 明書の写し		
	る者(交通誘導警備	警備業法における基本的教育及 び業務別教育を受けた者で、交通 誘導に関する警備業法に従事し	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書)の写し		
4	員B)	ている者。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
発	 注時点でまだ協議が済/ 、交通誘導警備検定合		警察署との打合せの		

		記	載	例					作成多	要領及び留済	意 事 項		
項目		内			容		1	P	内	容	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	契約書	共通仕様書
(対象施設)							1						
第 2-3 条	本業務の対	象となる施設の	諸元は、次のと	とおりである	0		2-3						
	•揚 •口	水機場 プ形式:横軸○ 水 量:○○㎡ 径:○○m 程:○○m	/ s	幾)			1 1	、また、同じ機		する。複数の機場が対象 る施設が設置されてい			
	•原 •受電 •台	性:○○Ⅲ 動機:三相○ 電圧:○○V 数:○台 読設:1式		卷			•000	には、「巻線形	/ がご形」を	記載する。			
	・受益 2 ○○排	k 面 積 : ○○ha		54% <b>)</b>			•	は、「横軸」	「立軸」を記載す	る。			第 2-1 条
	・ 排 ・ 場 ・ ほ ・ も	水 量:〇〇㎡ 程:〇〇㎡ 程:〇〇m 程:〇〇m 数:○十 動 機:ディー 数:〇台 表記:1式	/ s	////									
(参考図書) 第 2-4 条	本業務の る。	参考とする図書	は、共通仕様書	第 2-1 条に	よるほか	欠表によるものとっ	1 1	よる図書の発行	元氏 乃て以制 会 (25)	J)年月を記入する。			
	番号	名	称	発	行 所	制定(改訂)年月	・「機械 の名称	設備・電気通信 を記入する。		ガー角を配入する。 基準・技術指針等」から	ら適用する参考図書		
							(記入例 番号	) 名	称	発 行 所	制定(改訂)年月		
								最新ポンプ設 <sup>を</sup> (改定版)	備工学ハンドブ	ック (一社)農業土木 事業協会	平成 19 年 8 月		
							2	土地改良施設物 一用水機場	編一	(公社)農業農村 工学会	平成 30 年 5 月		
							3	基幹水利施設: ニュアル(揚水	指導・点検・整( :機場編)	備マ (一社)農業土 木機械化協会	平成7年1月		
							]						

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内容	契約書 共通仕様書
(貸与資料等) 第 2-5 条	貸与資料は、次のとおりである。	2-5 ・貸与資料等について必要なものは適宜追記する。 (機能診断調査のみの業務又は機能保全計画策定のみの業務の場合は、関係する 診断結果を提示する。) ・ポンプ設備の管理に関する記録等を施設管理者等から提供を受けて、貸与する場合も記述する。	第 16 条 第 1-4 条 第 1-13 条
		(記入例)	
(参考資料及び貸与 資料の取扱) 第 2-6 条	第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 1 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2 参考図書は、施設機能診断作業時点の最新版を用い機能診断作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。	2-6  ・作業中に基準の基本的な改正があり得るので、発注者は基準改正の情報を常に受注者に提供するよう努める必要がある。  ・初回打合せ時に一括貸与できない場合は、貸与資料ごとに貸与時期を示す。	
(関連業務) 第 2-7 条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、発注者及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。  番号 業務名 業務実施(予定)期間	2-7 ・同一時期に関連する業務を実施する場合に記載する。 ・大規模な仮設工事を別途発注する場合等においても、関連工事として記載する。 (記入例)  番号 業務名 業務実施(予定)期間 1 国営造成水利施設保全対策指導事業○○地区計 回策定業務	

		列			竹	成 要 領	及び留意事項		
項目	内		容		内		容	契約書	共通仕様
第3章 作業内容 (作業項目及び数 量)									
第 3-1 条	本業務における作業項目は、次の作業項目				3-1				
	なお、詳細は、別紙-1 作業項目内訳表に示 作業項目表	すものとする					の例を記すが、概略診断調査の は避け、その場合は、別件発注		
	作業項目	数量	備	考	対応することが望ましい。	1 → /+: →/ /#B ) マ タ	の上帝)翌日と昭立よれると	1-	
	○○機場				・作業に必要な仮設は、作業項目	日衣佣与側に、て	の内容と数重を明記するものと	9	
	1 事前調査				│ る。 │ 仮設の例)水替え工、換気ご	工 /6凯月担于丛			
	2 現地踏査				・ポンプ設備の詳細診断調査を				
	3 概略診断				その方法を備考欄に明記する		.と必安とりの政淵がめる場合は	``	
	3-1 概略診断調査				(記入例)	0,000			
	3-2 機能診断評価 (健全度評価)				・ポンプの診断においては、工場(現場)にて開放による診断を行う。 ・ポンプ設備の詳細診断調査に当たり、工場持込みが必要な機器等は備考欄に明記	<b>≑</b> ⊓			
	3-3 簡易内部診断調査				・ かくし	目にり、工場付込む	が必要な機器等は個名欄に明	<u> </u>	
	3-4 機能診断評価				<ul><li>■ 9 るものとりる。</li><li>■ ・現地調査において、設置状況等</li></ul>	で作業が困難し	予相される提合は処理方針を備	去	
	(健全度評価)				欄に記載するものとする。	アイド来が四無し	「心でする物質は定性力」を開	7	
	(簡易内部診断)				・受電休止中の場合で、高圧受電	雪等の代替措置が	困難なものについては	<del> </del>	
	4 詳細診断				を備考欄に記載するものとする				
	4-1 詳細診断調査				・排水ポンプ等で、運転計測には	=	を確保できない場合などは、処	置	
	4-2 機能診断評価				方針を備考欄に記載するもの			_	
	(健全度評価)				・数量欄は、契約変更が可能な。	ように、設備数等	を記載するものとする。		
	5 機能保全対策等の検討 5-1 性能低下予測	ķ	必要に応じて記載	戈のこと					
	5-2 機能保全対策の検討		IJ						
	5-3 対策実施シナリオの作成		IJ						
	5-4 機能保全コストの算定		IJ						
	5-5 機能保全計画の策定		IJ						
	6 農業水利ストック情報データの作成		IJ						
	7 照査		IJ						
	8 点検取りまとめ		IJ						
	これら調査結果は、農業水利ストック情報出力機能を利用して記録するものとし、記録する。								

	記載	例	作成	要領及び留意事項		
項目	内	容	内	容	契約書 井	<b>共通仕様書</b>
(作業の留意点) 第 3-2 条	作業の実施に当たって、特に留意さは。 1 試験試料採取及び破壊検査は置にない。 2 現地類量とは、採取後は、室内試験にの機能でする。 3 現地調達不可能でする。 3 現地調達不可能でする。 4 対策内なとともは、計算する。 5 電算機員の承諾を得るび場合ので当たです。 4 対策内容とともは、計算する。 6 第2-4条、第2-5条及び場合ので地で、 5 電算機員の承諾を得るび場合ので、 6 第2-4条、第3会にと当れる。 7 現地調整密にの当性に当かの対率を 6 第2-4条、第3会に当かの対率を 7 現地をを使用する。 8 機能を使用する。 8 機能を使用する。 9 機能員の承諾を得るび場合ので、 2-4条、第3会にと当かるが、 8 機能をのよりする。 9 機能をのとする。 9 機能のとする。 9 機能のとする。 9 機能の収集業農村を相にに対して、 10 農業農村整備民間技術情報データーが、 11 大力を確認するとともに当たっては、 12 大力のほか、登録情報データの作成による入力のほか、登録情報データの作成による。 12 農業ののはか、登録情報データの作成による入力のほか、登録情報データの作成による人力のほか、登録情報データの作成による人力のほか、登録情報データの作成による人力のほか、登録情報データの作成による人力のほか、登録情報データの作成によるともに当た、 11 大きによる人力のほか、登録情報データの作成による人力のほか、登録情報データの作成による人力のほか、登録情報データの作成による。	は次のとおりとする。 の影響が最小限となるよう配慮すると で打合せのうえ決定するものとする。 く機能が低下している設備を発見した ものとする。 は、できる限り施設管理者の同行により る。 とのできる限り施設管理者の同行により る。必備が必要な機能及び安全で所要の耐なら とびアウトプット等の様式について事前 に示す参考図書、貸与資料や受注者が に示す参考のとする。 と関係できるように配慮しなければなら をびアウトプット等の様式について事前 に示す参考で表別である。 とのとで表別である。 とのといるように配慮した。 のといる場合は、最新の新素材、新工法などのもでである。 については、 にいては、 にいては、 には、いいては、 にいては、 には、は、は、という。 については、 には、は、は、という。 については、 には、は、は、は、は、は、は、にの内 は、、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	3-2 ・作業の留意点について必要なものは過 ・作業に伴う動力(電力)等について、 る。 (記入例)	適宜追記する。 受注者の負担とする場合はその旨を記載す 受電休止中の電力等は、別表のとおり見込ん		

	記載例		作成要	領及び留意事項		
項目	内	容	内	容	契約書	共通仕様書
項 目 (業務の成果品質確保対策) 第 3-3 条	内	受発注者間の設計方針、条件等の 理技術者等の受注者代表は、次の事 Bサイト)を十分に理解のうえ、対 びに事業所長、次長、担当課長、堂に 設計方針、の品質確保を図るもの で設計成果物の事項についる場合があ が集まり、かては変更する場合があ が集まりについては変更する場合がある。なお、といるといる。なお、といるでは変更するものとは、必要にでいる場合がある。ないでは変更がある。ないでは、必要に応じて、設計方針の明確化等、情報共有を のというによるには、照査をといては、のは、 のというによるには、原査技術者自身からの は、必要に応じて、照査技術者自身からの は、というによるには、所査をといる。 のというによるには、所述をといる。 のというには、所述をといる。 のというには、のののでは、ののでは、ののでは、ののでのでは、ののでのででは、ののでのでは、のでは、		容 もの及び工事発注に使用する設計業務 目む場合に記載する。	契約書	共通仕様書

	記 載 例		作成要			
項目	内	容	内	容	契約書	共通仕様書
第4章 業務管理	内	務及で、はこれでは、こことので、は、これでは、ここでは、ここでは、ここでは、ここでは、ここでは、ここでは、こ			契約書	共通仕様書
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有シ省 Web サイト参照)によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に聞き取り調査等を求められた場合、これに協力し	ステム活用要領」(農林水産にあたっての評価を行うため				

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内 容 契約	事 共通仕様書
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ( ) 第3回 中間打合せ( ) 第4回 中間打合せ( ) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	5-1 ・打合せは、業務を円滑にするため、作業の重要な節目ごとに実施する。 ・中間打合せについては、( )内に具体的な作業段階を記入する。 ・打合せ回数、時期については、作業内容により必要に応じ適宜記載する。 (記入例) 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(現地調査計画作成時) 第3回 中間打合せ(機能診断評価時) 第4回 中間打合せ(機能保全計画検討時) 最終回 報告書原稿作成段階 ・初回打合せ時等、打合せ時に施設管理者等が同席し、施設状況や調査方法等を確認する場合はその旨具体的に記載する。	第 1-10 条
	(記載例-1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める 打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこと とし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は共通仕様書第1-11 条に定める業務計画書に基づく業務 工程等の管理状況を報告しなければならない。	【予定価格が1,000 万円を超える場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務、調査業務	
	(記載例-2) ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る	【予定価格が100 万円以上かつ1,000 万円以下の場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務、調査業務	
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編」に基づいて作成 した電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R)で正副 2 部及び成果物の出力 1 部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)を提出するものとする。		第 1-17 条
(成果物の提出先) 第 6−2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇番地 〇〇農政局〇〇土地改良調査管理事務所又は〇〇農政局〇〇事業所		

			例			作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	H	内	ν.1			内	契約書	共通仕様書
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条	は、次のとおり 1 第2-2条 2 第2-3条 3 第3-1条 4 第5-1条 5 第6-1条 6 履行期間 7 関係機関	書第 17 条から第 とする。 に示す「作業条 に示す「対象施 に示す「打合せ に示す「成果物 に変更が生じた	件」に変更が会 設」に変更が会 目」に変更が会 」に変更が生 」に変更が生 」に変更が生	する発注者と受注者 生じた場合 生じた場合 生じた場合 じた場合 じた場合		7–1–6	第 17 条 ~	第 1-21 条 ~ 第 1-24 条
第8章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第8-1条	8 その他 この特別仕様 は、必要に応じ			の実施に当たり疑義 する。	が生じた場合	・関係機関との協議ならびに地元協議等により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。	第 58 条	
別 紙 ○ (第 1-5 条、第 5-1 条関連)	【設計業務の割合】 調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表 A~D までに掲 げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。た だし、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満た ない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。			で予定価格で除して行っては 10 分の 8 とし	得た割合とする。た			
	業種区分 建設コンサルタ ント(土木関係の もの)		B 直接経費の 額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の			
	げる額の合計額 だし、その割る	- 各算定に用いる割 額に 100 分の 110	を乗じて得た額 と超える場合にる	算出の基礎となった同 気を予定価格で除して行 あっては 10 分の 8.5 の。	得た割合とする。た			
	地質調査	直接調査費の額	間接調査費の	解析等調査業務費 の額に10分の8を	諸経費の額に 10 分の 4.5 を乗じ て得た額			
		1	их	I	l			

## 作業項目内訳表

/c	IF 华 古 ☆	作業実施欄		
作業項目	作業内容	当初	変更	
○○機場				
1 事前調査	設備の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事前に 既存資料収集や聞き取り調査等を行う。これにより、現地での機 能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる 情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベース を活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整 理する。			
2 現地踏査	現地調査の実施手順を決定するために、事前調査で得られた情報をもとに設備を踏査することで、現地調査に伴う仮設の必要性等の現場条件、劣化箇所の位置や劣化の内容、程度など、必要な事項について概略を把握し、現地調査箇所や調査項目、調査方法を決定する。			
3 概略診断				
3-1概略診断調査	事前調査、現地踏査により得られた情報をもとに、目視、触覚、 聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器 の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修記録及び、操作記録 等から設備の状態、機能を確認する。 ※概略診断で健全度の把握ができない場合は詳細診断へ移行			
3-2機能診断評価 (健全度評価)	概略診断調査の結果から、施設機械設備における健全度ランクの区分に基づき、設備・装置・部位の性能低下状態やその要因を 把握し、健全度を総合的に判定する。			
3-3簡易内部診断調査	ポンプ内部を開放し、ポンプ内部の診断により設備の状態を目 視と計測により確認する。			
3-4 機能診断評価 (健全度評価) (簡易内部診断))	簡易内部診断の結果から、施設機械設備における健全度ランク の区分に基づき、設備・装置・部位の性能低下状態やその要因を 把握し、健全度を総合的に判定する。			
4 詳細診断				
4-1詳細診断調査	設備、機器、部材の状態について、専門技術者が行う調査であり計測器等を用いた定量的調査(強度計算等を含む)や定性的調査の総合判断によって、劣化の程度(原因)の判定を行う。			
4-2機能診断評価 (健全度評価)	詳細診断調査の結果から、施設機械設備における健全度ランク の区分に基づき、設備・装置・部位の性能低下状態やその要因を 把握し、健全度を総合的に判定する。			
5 機能保全対策等の検討				
5-1性能低下予測	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を 比較検討するとともに、設備全体としての対策実施の要否、その 時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化 予測の把握の可否を十分に踏まえて将来予測(余寿命予測)を行 う。			
5-2機能保全対策の検討	機能診断評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。			
5-3対策実施シナリオの 作成	今後必要となる対策の時期、内容等を予測して、機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討する。			

5-4機能保全コストの算 定	各種診断結果による機能保全コストとして、①当面の整備にかかる費用、②今後の更新等に必要な費用(想定)、③定期点検に必要な費用を合算し算定する。	
5-5機能保全計画の策定	施設機能の維持、対策実施の合理性、設備重要度との適合性、 維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画を策定する。	
6 農業水利ストック情報デ ータの作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。	
7 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書 の作成を行う。	
8 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行 う。	

注) 契約対象項目の実施作業欄に「○」、契約対象外の項目に作業実施欄に「一」を記載する。